



松阪市告示第 228 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、本市の区域内において、次のとおり町及び字の区域を変更したので告示する。

平成 25 年 10 月 22 日

松阪市長 山 中 光 茂



1 松阪市垣鼻町字堀ノ内に編入する区域

松阪市垣鼻町字野田 860 の 1、字屈ノ江 880 の 1、字下里中 905 の 8、字八尻 1130 の 1、字上後田 1118 の 10、1118 の 22、田原町字八尻 96 の 1、字中世古 135 の 2、清生町字茶白山 413 の 2